

山梨県防災新館屋外LEDサイネージ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨知事広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めがあるもののほか、山梨県防災新館屋外LEDサイネージ（以下「LEDサイネージ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置、規格)

第2条 広告の掲載位置、規格等については、知事が別に定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、掲載基準を満たさなければならない。

(広告主等)

第4条 この要領において、「広告主等」とは、本要領に基づき広告の掲載を希望する民間事業者（広告取扱事業者を含む。）で、知事との間で広告の掲載に係る契約を締結した者をいう。

(広告掲載料の支払い)

第5条 広告主等は、知事に、広告の掲載に係る費用（以下「広告掲載料」という。）月額15,000円を、掲載月数に応じて一括して、知事の指定する期日までに支払わなければならない。

2 広告の掲載を月の途中から開始したとき又は月の途中で取りやめたときは、広告主等は当該月分の広告掲載料を支払わなければならない。

(広告主等の責務等)

第6条 広告主等は、広告の内容がこの要領に違反することがないように努めなければならない。

2 広告主等は、第三者から広告の内容に関し苦情が寄せられた場合その他知事が必要と認める場合は、事実関係を確認し、その結果を知事に書面で報告しなければならない。

- 3 広告主等は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 4 広告主等は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。
- 5 前項に定めるもののほか、広告主等は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告主等の募集及び選定)

第7条 広告主等は、公募の方法により選定する。

- 2 広告主等の選定を受けようとする者は、別に定める日までに、自らが暴力団又は暴力団の構成員でない旨の誓約書及び役員名簿を添付して、別に定める山梨知事防災新館屋外LEDサイネージ広告掲載の広告主等申込書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、申込書の提出順により、掲載基準を満たす最初の申込者から順に別に定める枠数を限度に広告主等として選定する。
- 4 知事は、前項の規定により広告主等を選定したときは、その者と契約を締結するものとする。

(広告掲載期間)

第8条 広告掲載期間は、知事が別に定める期間とする。

- 2 広告主等は、掲載期間の延長を希望する場合は、別に定める日までに知事に申請しなければならない。
- 3 掲載期間中の広告内容の変更は、知事が必要と認める場合を除き、認めない。

(非常時等における放映の制限等)

第9条 知事は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報又は警報が発令されたとき、地震その他の災害が発生したとき、若しくは緊急の行政情報等を掲載する必要があると認めるときは、LEDサイネージの画面の全部又は一部をこれらの情報の案内に利用することができる。

(広告の映像データの事前提出)

第10条 広告主等は、別に定める日までに、広告の映像データを知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る広告の内容が掲載基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

(広告の映像データ仕様)

第11条 広告主等は、知事が別に定める広告の映像データ仕様（ファイル形式、解像度、再生時間等）に従い広告映像データを作成し、提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該映像データの修正を求めることができる。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条第1項による広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 広告主等が契約で定める日までに広告掲載料を納付しないとき

(2) 当該広告が掲載基準を満たさなくなつたと認められるとき

2 前項の規定により広告掲載決定を取り消した場合であっても、広告掲載料は減額又は還付しない。

(やむを得ない事情等による免責)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、広告が表示されない期間が生じても、広告主等に対し、広告掲載料の返還その他の補償を行わない。

(1) 災害、停電その他の不可抗力によるとき

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく法定停電その他の法令に基づく保守・点検等によるとき

(3) 第9条の規定に基づき、画面の全部又は一部を利用したとき

(情報の取扱い及び目的外利用の禁止)

第14条 知事は、広告主等から提出された広告の映像データその他の資料について、LEDサインageへの掲載及びこれに関連する業務以外の目的で利用しないものとする。

2 広告主等の個人情報は、広告掲載に関する業務の遂行に必要な範囲においてのみ利用し、その他の目的には利用しない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月18日から施行する。

(第 1 号様式)

年 月 日

山梨県知事 殿

郵便番号

所在地

名 称

代表者名

印

山梨県防災新館屋外LEDサイネージ広告掲載の広告主等申込書

山梨知事防災新館屋外LEDサイネージ広告掲載要領第7条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準を遵守します。

1 掲載期間 年 月初日～ 年 月末日

2 内 容

3 連 絡 先

部 署	
担当者氏名	
電 話 番 号	
FAX番号	
メールアドレス	

4 添付資料

- ・誓約書
- ・役員名簿